

### ■【トピックス】

#### 株価下落！



年明けから株価の下落が続いています。中国経済の大きな減速が明らかになり、それを受けて原油も値下がりしています。混迷が続く中東情勢に加えて、北朝鮮の水爆(?) 実験と極東アジアも不安定な動きをしています。

世界情勢は、より混沌としてきました。いつ何が起きるかわかりません。こういう時は、いざという時に備えて情報収集を欠かさないようしたいものですね。一寸先は闇かもしれませんから。

### ■【ビジネス・アイ】

#### インボイス制度導入！

社長 「今年の税制改正は、消費税の軽減税率ぐらいしか話題にならないね？」

花野 「そうですね。軽減税率だけの議論でしたね。夏に参議院選挙が控えているので、国民に痛みが生じる改正は先送りされた感じですね」

社長 「とりあえず、うちは食品を扱っていないから消費税は影響がないって感じだね」

花野 「ただ、軽減税率の陰に隠れて話題になりませんが、平成33年からインボイス制度が導入されることが盛り込まれているんですよ」

社長 「そのインボイス制度ってなんなの？」

花野 「今はどこから商品を仕入れても仕入に係る消費税は、売上に係る消費税から控除できるんですが、インボイス制度が導入されるとインボイスという税額票のある仕入しか消費税を控除することができなくなるんですよ」

社長 「そのインボイスっていうのは、だれでも発行できるわけではないの？」

花野 「税務署に登録した消費税の課税事業者だけなんですよ」

社長 「ということは、仕入れるたびに、そのインボイスが付いているか、いちいち確かめる必要があるのかなあ？」

花野 「そういうことになります。それに原則としてインボイスに記載している税額しか控除できないので、それを集計する必要がありますね」

社長 「なんか手間が増えそうだね」

### ■【今月のキーワード】

#### 適格請求書等保存方式

平成33年4月1日から適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入される予定です。適格請求書とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいます。消費税等の仕入税額控除を受けるためには、適格請求書があることが要件になります。なお、適格請求書発行事業者になるには、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受ける必要があります。

### ■【今月の1冊】

#### 『ビジネススクールでは学べない世界最先端の経営学』

入山 章栄 著

日経BP社 ¥1800

30年前に大学で学んだ経営学には、ドラッカーもポーターもありませんでした。もっぱらテイラーの科学的管理法でしたね。

そんな時代とは打って変わって現代の経営学は、統計学と心理学を取り込んだものになっています。もはや統計学なしに社会科学は語れないようです。その知見には、常識を覆して参考になるものがあります。経営者にお勧めです。



### ■【編集後記】

人一倍、寒さに弱い自分にとってこの年末年始の暖かさは、まさに天国でした。これから寒さも平年並みになりそうですが、春はすぐそこです。ただ、気になるのは、この暖冬で花粉の季節が長くなるのだけはイヤですね。

#### 『経営のセカンド・オピニオン』vol.107（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2016.2.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>